

おくやみハンドブック

(死亡届に関連する手続きのご案内)

死亡届提出後の亡くなられた方に関するさまざまなお手続き（保険・年金など）を総合的にご案内します。市役所1階の住民窓口センター内に、本誌掲載の一部手続きの受付や担当部署の案内を行う「おくやみ窓口」を開設しています。ぜひ、ご利用ください。



姫路市

令和5年度版

【発行】姫路市 住民窓口センター
届出窓口担当（おくやみ窓口）
TEL 079-221-2365

このハンドブックは、令和5年7月現在の内容を掲載しています。

【死亡届を提出された方へ】

このたび死亡届を提出されましたが、亡くなられた方が下記に該当される場合は、別途手続きが必要となります。手続きの内容や必要書類については、該当のページをご参照のうえ、各担当課・担当機関にお問い合わせください。※下記の表には、亡くなられた方の状況について、主なものを掲載しています。

| 区分 | 亡くなられた方の状況 | 担当課 | 参照ページ | 確認欄 |
|-----|---|------------------------|--------|-----|
| 年金 | <input type="checkbox"/> 年金を受給されていた方 | 国民年金窓口 センター (1階) | 4ページ | |
| | <input type="checkbox"/> 年金に加入されていた方 | | 4ページ | |
| 介護 | <input type="checkbox"/> 介護保険に加入されていた方 | 介護保険課 (2階) | 4ページ | |
| 高齢者 | <input type="checkbox"/> 高齢者バス等優待乗車証をお持ちの方 | 高齢者支援課 (2階) | 5ページ | |
| 保険 | <input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入されていた方 | 国民健康保険課 (1階) | 5ページ | |
| | <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険に加入されていた方 | 後期高齢者医療 保険課 (1階) | 6ページ | |
| 税金 | <input type="checkbox"/> 原動機付自転車を所有されていた方 | 主税課 (2階) | 6ページ | |
| | <input type="checkbox"/> 市内に固定資産をお持ちの方 | 資産税課 (2階) | 6ページ | |
| | <input type="checkbox"/> 口座振替で納税している方 | 納税課 (2階) | 6ページ | |
| 障害 | <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 | 障害福祉課 (1階) | 7ページ | |
| | <input type="checkbox"/> 自立支援医療(精神通院)制度を受けていた方 | | 7ページ | |
| | <input type="checkbox"/> 各種の障害福祉サービスを受けていた方 | | 7/8ページ | |

| 区分 | 亡くなられた方の状況 | 担当課 | 参照ページ | 確認欄 |
|------|--|----------------------------|-------|-----|
| 子ども | <input type="checkbox"/> 児童手当を受給されていた方 | こども支援課 (2階) | 9ページ | |
| | <input type="checkbox"/> 児童扶養手当を受給されていた方 | | 9ページ | |
| | <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当を受給されていた方 | | 9ページ | |
| | <input type="checkbox"/> 母子家庭・父子家庭・遺児になられた方 | | 9ページ | |
| | <input type="checkbox"/> こども園・保育所に利用申し込み・在園している児童の保護者であった方 | こども保育課 (2階) | 9ページ | |
| 福祉医療 | <input type="checkbox"/> 福祉医療費助成制度を受給されていた方 | 福祉総務課 (福祉医療担当) (1階) | 10ページ | |
| 地域福祉 | <input type="checkbox"/> 災害時要援護者台帳に登録されていた方 | 地域福祉課 (地域福祉担当) (8階) | 10ページ | |
| 市住 | <input type="checkbox"/> 市営住宅の名義人であった方 | 住宅課 (5階) | 10ページ | |
| 印鑑 | <input type="checkbox"/> 印鑑登録をされていた方 | 住民窓口センター (1階) | 10ページ | |
| 農地 | <input type="checkbox"/> 農地をお持ちの方 | 農業委員会事務局 (農政担当) (9階) | 11ページ | |
| 森林 | <input type="checkbox"/> 森林をお持ちの方 | 林産振興課 (9階) | 11ページ | |

【各種の手続きに必要な主な持ち物】

お越しの際には、以下のうち該当するものをお持ちいただきますようお願いいたします。
なお、手続きごとに必要なものは、該当のページでご確認ください。

『亡くなった方のもの』のうち、該当する証書類が紛失などにより無い場合は、窓口でその旨お申し出ください。

●亡くなった方のもの

- 基礎年金番号のわかるもの（基礎年金番号通知書または年金手帳、年金証書など）
- 印鑑登録証（ひめじA Iカード）、住民基本台帳カード（作成されている場合）
- マイナンバーカード（個人番号カード）または個人番号通知カード
- 国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証
※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の保険証
※加入者が死亡されると葬祭費が請求できます。
- 葬祭執行者が確認できるもの（会葬礼状・葬儀の領収書等）
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 福祉医療費受給者証
- その他市役所から交付された証書類

●ご遺族のもの

- 認印（相続人代表者・葬祭執行者）
- お越しいただく方の本人確認書類
 - ① 官公署が発行した顔写真がある証明書1点
※マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など
 - ② ①がない場合は次のうち2点
※被保険者証（健康保険・介護保険）、基礎年金番号通知書（または年金手帳）、年金証書など
- 相続人代表者・葬祭執行者の口座のわかるもの

※戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となりますので、16ページの委任状をコピーしていただくか、切り離してご利用ください（委任状は任意の様式でも有効です）。

※年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途委任状が必要となります（年金事務所用の委任状は、市役所国民年金窓口センター又は年金機構のホームページで配布しています）。

※相続人代表者が法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書 {公正証書遺言・秘密証書遺言（検認済のもの）・自筆証書遺言（検認済のもの）} をお持ちください。

【おことわり】

下記に記載の各種手続きは、一般的な場合を想定して掲載しておりますので、すべての方に該当するものではありません。場合によっては《委任状》が必要となることがあります。掲載の各種手続きに関しまして、詳しくは各担当課へお問い合わせください。

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

| 区分 | 対象者 | 主な手続き | 必要なもの | 手続きの期限 | 受付窓口 | |
|----|---|--|---|--|--|--|
| | | | | | 担当課 | 手続きできる場所 |
| 年金 | 年金を受給中の方 | 受給中の年金の種類により異なります。詳細は12ページをご参照ください。 (未支給年金、遺族年金の請求など) | 受給中の年金、申請される届出の種類により異なります。右記の担当課にお問い合わせください。 | 未支給年金等の請求には時効があります。 主な時効 ・未支給年金 5年 ・遺族年金 5年 | 受給中・加入中の年金の種類により異なります。詳細は12ページ参照。 ・姫路年金事務所(受付は予約制) ☎224-6382 | 受給中・加入中の年金の種類により異なります。詳細は12ページ参照。 姫路年金事務所(受付は予約制) 各種共済組合 |
| | 年金に加入中の方(60～65歳の年金を受給していない人を含む) | 加入中の年金の種類により異なります。詳細は12ページをご参照ください。 (死亡一時金、遺族年金の請求など) | 加入中の年金、申請される届出の種類により異なります。右記の担当課にお問い合わせください。 | 死亡一時金等の請求には時効があります。 主な時効 ・遺族年金 5年 ・死亡一時金 2年 | ・各種共済組合 ・国民年金窓口センター(本庁舎1階) ☎221-2332 | 国民年金窓口センター(本庁舎1階) ※一部手続きは地域事務所・支所・駅前市役所でも可 |
| | 第3号被保険者の方(死亡された方に扶養されていた20歳以上60歳未満の配偶者) | 第1号被保険者への種別変更 | ・基礎年金番号通知書(または年金手帳) ・資格喪失証明書 | 死亡後14日以内 | 国民年金窓口センター(本庁舎1階) ☎221-2332 | 国民年金窓口センター(本庁舎1階) 地域事務所・支所・駅前市役所・出張所・サービスセンター |
| 介護 | 介護保険被保険者証をお持ちの方 | 介護保険被保険者証等の返還 | ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証(該当の方) ・負担限度額認定証(該当の方) | なし | 介護保険課(本庁舎2階) ☎221-2445 | 介護保険課(本庁舎2階) 家島事務所・各保健福祉サービスセンター・支所・駅前市役所・出張所・サービスセンター |

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

| 区分 | 対象者 | 主な手続き | 必要なもの | 手続きの期限 | 受付窓口 | | |
|--------|--------------------------------------|--|---|-------------------------|--------------------|--|--|
| | | | | | 担当課 | 手続きできる場所 | |
| 高齢者 | 高齢者バス等優待乗車助成事業でバスまたは電車をご選択されていた方 | カード残高の払い戻しとカードの回収に必要な書類の発行 ※払い戻し手数料が発生する場合があります。 | ・払い戻しをするカード ・窓口に来られる方の身分証明書(運転免許証等) | なし | 高齢者支援課 (本庁舎2階) | 高齢者支援課 (本庁舎2階) | |
| | 高齢者バス等優待乗車助成事業で船舶またはタクシーをご選択されていた方 | 乗船券またはタクシー助成券の回収 | ・乗船券またはタクシー助成券 | なし | | 支所・家島事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンター・保健福祉サービスセンター(香寺・夢前・安富のみ) | |
| | 安心コールを設置していた方 | 安心コールの撤去 | なし | できるだけ早めに右記へ電話連絡をお願いします。 | | ☎221-2306 | 高齢者支援課 (本庁舎2階) |
| | 高齢者福祉優待カードをお持ちの方 | 高齢者福祉優待カードの回収 | ・高齢者福祉優待カード | なし | | 高齢者支援課 (本庁舎2階) | 支所・家島事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンター・保健福祉サービスセンター |
| 国民健康保険 | 国民健康保険証をお持ちの方 | 保険証等の返還 ※医療機関等への提示がまだの場合は、提示・精算後に返還してください。 | ・国民健康保険証 ・限度額適用認定証等 | なし | 国民健康保険課 (本庁舎1階) | 国民健康保険課 (本庁舎1階) | |
| | 亡くなられた方が世帯主で、その世帯に国民健康保険証をお持ちの方がいる場合 | 世帯内の国保加入者に交付している保険証及び各種認定証の記載事項変更 | ・国民健康保険証 ・限度額適用認定証等 | なし | ☎221-2343 | 地域事務所・支所・駅前市役所・出張所・サービスセンター | |
| | | 保険料の口座振替依頼申請 ※世帯主変更に伴い、口座振替が停止になります。世帯主変更後も口座振替をご希望の場合は、再度申請手続きをしてください。 | ・印鑑(預金届出印) ・預金通帳 ・保険証(または納付書) | なるべく早く | 国民健康保険課 (本庁舎1階) | 【金融機関口座を指定】 金融機関窓口もしくは国民健康保険課 (本庁舎1階) | |
| | 国民健康保険に加入している方 | 葬祭費支給申請 | ・死亡者と葬祭執行者の両方が確認できる書類(葬儀証明書、会葬御礼状、葬儀代の領収書など) ※請求書や見積書は不可 ・葬祭執行者の本人確認書類 ・葬祭執行者名義の口座のわかるもの | 葬祭を行った日の翌日から2年 | 国民健康保険課 (本庁舎1階) | 国民健康保険課 (本庁舎1階) | |
| | | | | | ☎221-2358 | 【ゆうちょ銀行口座を指定】 郵便局窓口のみ ※国民健康保険課での受付不可 | |
| | | | | | ☎221-2342 | 地域事務所・支所・駅前市役所・出張所・サービスセンター | |

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

| 区分 | 対象者 | 主な手続き | 必要なもの | 手続きの期限 | 受付窓口 | |
|-----------|-------------------------------|-------------------------|---|--|------------------------------------|---|
| | | | | | 担当課 | 手続きできる場所 |
| 後期高齢者医療保険 | 後期高齢者医療制度に加入していた方 | 被保険者証及び各種認定証の返還 | ・亡くなった方の被保険者証及び各種認定証 | なし | 後期高齢者医療保険課 (本庁舎1階) ☎221-2315 | 後期高齢者医療保険課 (本庁舎1階) 地域事務所・支所・駅前市役所・出張所・サービスセンター |
| | | 葬祭費支給申請 | ・死亡者と葬祭執行者の両方が確認できる書類(葬儀証明書、会葬御礼のハガキ、葬儀代の領収書など) ・葬祭執行者の本人確認書類(運転免許証等) ・葬祭執行者の口座のわかるもの | 葬祭を行った日の翌日から2年 | | |
| 税 | 原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーの登録をしていた方 | 廃車または名義変更 | ○廃車 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・本人確認書類(運転免許証等) ・相続関係が確認できる書類(戸籍等) ○名義変更 ・標識交付証明書 ・本人確認書類(運転免許証等) ・相続関係が確認できる書類(戸籍等) ※「軽自動車税等の名義変更手続きについて(通知)」の持参があれば、相続人以外からの手続きも可 | ○廃車 死亡後30日以内 ○名義変更 死亡後15日以内 | 主税課 (本庁舎2階) ☎221-2256 | ○廃車 主税課 (本庁舎2階) 地域事務所・支所・駅前市役所・出張所・サービスセンター ○名義変更 主税課 (本庁舎2階) 地域事務所・坊勢サービスセンター |
| | 姫路市内に固定資産をお持ちの方 | 相続人代表者の指定届出書兼現所有者申告書の提出 | 「相続人代表者の指定届出書兼現所有者申告書」 ※死亡の日から1か月前後で亡くなられた方の最後の住民票上の住所地へお送りします。 | 相続を知った日の翌日から3ヶ月以内 | 資産税課 (本庁舎2階) ☎221-2270 | 資産税課(所有者担当) (本庁舎2階) |
| | 口座振替で納税している方 | 今後の納税について(口座振替の廃止) | 口座名義人の死亡により振替口座が凍結中の場合、引落しを停止し納付書を発行しますので右記にご連絡ください。 | なるべく早く | 納税課 (本庁舎2階) ☎221-2295 | 納税課 (本庁舎2階) |

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

| 区分 | 対象者 | 主な手続き | 必要なもの | 手続きの期限 | 受付窓口 | |
|----------------|---------------------------|------------------------|---|---------------------------|-----------------------------------|--|
| | | | | | 担当課 | 手続きできる場所 |
| 障害 | 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 | 精神障害者保健福祉手帳の返還 | ・精神障害者保健福祉手帳 | なし | 障害福祉課 (本庁舎1階) ☎221-2309 | 障害福祉課 (本庁舎1階) 保健所、各保健センター、各保健福祉サービスセンター |
| | 自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方 | 受給者証の返還 | ・受給者証 | なし | | |
| | 身体障害者手帳をお持ちの方 | 返還届 身体障害者手帳の返還 | ・身体障害者手帳 | なし | 障害福祉課 (本庁舎1階) ☎221-2305 | 障害福祉課 (本庁舎1階) 家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンター、支所・駅前市役所・出張所・サービスセンター |
| | 療育手帳をお持ちの方 | 変更届 療育手帳の返還 | ・療育手帳 | なし | | |
| | 障害者福祉金の支給を受けている方 | 未払金請求(未払金がある場合) | ・未払金請求者の口座がわかるもの ※亡くなった方と未払金請求者の相続関係を証明するものも必要となる場合があります | なし (未払金請求については、なるべく早く) | | |
| | 鉄道助成乗車カード(ICOCA)をお持ちの方 | 本人確認証明書の発行 | ・亡くなった方の乗車カード ・本人確認書類(運転免許証等) | なし | 障害福祉課 (本庁舎1階) | ※駅前市役所は、平日10時00分～17時20分まで、飾磨支所は、平日8時35分～17時20分まで受付可能 障害福祉課 (本庁舎1階) 家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンター、支所・駅前市役所・出張所・サービスセンター |
| | | チャージ券の返還 | ・亡くなった方の未使用のチャージ券(あれば) | なし | | |
| | 福祉タクシー利用券をお持ちの方 | タクシー利用券の返還 | ・亡くなった方の未使用のタクシー利用券(あれば) | なし | 障害福祉課 (本庁舎1階) | ☎221-2305 障害福祉課 (本庁舎1階) 保健所、各保健センター、各保健福祉サービスセンター |
| | 特別障害者手当、経過的福祉手当の支給を受けている方 | 喪失届 未払金請求(未払金がある場合) | ・未払金請求者の口座がわかるもの | なし (未払金請求については、なるべく早く) | | |
| 介護手当の支給を受けている方 | 喪失届 未払金請求(未払金がある場合) | ・未払金請求者の口座がわかるもの | なし (未払金請求については、なるべく早く) | | | |

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

| 区分 | 対象者 | 主な手続き | 必要なもの | 手続きの期限 | 受付窓口 | | | |
|-------------------|--|--|----------------------------|-------------------------------|---|------------------|---|----------------------------|
| | | | | | 担当課 | 手続きできる場所 | | |
| 障害 | 障害者バス優待乗車証をお持ちの方 | バス優待乗車証の返還 | ・亡くなった方のバス優待乗車証 | なし | 障害福祉課 (本庁舎1階) | 障害福祉課 (本庁舎1階) | | |
| | 自動車燃料費助成券をお持ちの方 | 自動車燃料費助成券の返還 | ・亡くなった方の未使用の自動車燃料費助成券(あれば) | なし | | | | |
| | 船舶乗船券をお持ちの方 | 船舶乗船券の返還 | ・亡くなった方の未使用の船舶乗船券(あれば) | なし | | | | |
| | 補装具の給付を受けている方 | 補装具費支給券の返還 | ・亡くなった方の補装具費支給券(あれば) | なし | | | 障害福祉課 (本庁舎1階) | |
| | 日常生活用具(ストマ・紙おむつ等)の給付を受けている方 | 日常生活用具費給付券の返還 | ・亡くなった方の日常生活用具費給付券(あれば) | なし | | | ☎221-2305 | |
| | 心身障害者扶養共済制度に加入している方 | (保護者が亡くなった場合) 心身障害者扶養共済制度の年金支給申請 | 担当課にお問い合わせください。 | なるべく早く | | | 障害福祉課 (本庁舎1階) | 家島事務所、夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンター |
| | | (心身障害者が亡くなった場合) 心身障害者扶養共済制度の弔慰金支給申請 | 担当課にお問い合わせください。 | なるべく早く | | | | |
| | 心身障害者扶養共済制度の年金を受給している方 | 心身障害者扶養共済制度の年金受給者の死亡届 | 担当課にお問い合わせください。 | なるべく早く | | | | |
| | ETC割引(有料道路、一般自動車道通行料)を受けている方 | 利用登録削除依頼書 | ・亡くなった方の障害者手帳 | なるべく早く | | | 障害福祉課 (本庁舎1階) ☎221-2305 有料道路ETC割引登録係 ☎(045)477-1233 | 障害福祉課 (本庁舎1階) |
| | 障害福祉サービス、児童通所支援、地域生活支援事業によるサービスを受けている方 | 受給者証の返還 | ・受給者証 | なるべく早く | | | 障害福祉課 (本庁舎1階) ☎221-2457 | |
| ゆずりあい駐車場利用証をお持ちの方 | 返却届 ゆずりあい駐車場利用証の返却 | ・ゆずりあい駐車場利用証 | なし | 障害福祉課 (本庁舎1階) ☎221-2305 | 障害福祉課 (本庁舎1階)、 介護保険課 (本庁舎2階)、 保健所(1階 申請受付窓口) | | | |

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

| 区分 | 対象者 | 主な手続き | 必要なもの | 手続きの期限 | 受付窓口 | |
|-----|--|--------------------------------------|--|--------------------|--|--|
| | | | | | 担当課 | 手続きできる場所 |
| 子ども | 児童手当を受給されていた方 | ・児童手当認定請求 ・未支払児童手当請求 (未払がある場合) | ・新養育者の通帳 ・新養育者の健康保険証 ・児童の通帳(未払がある場合) | 死亡の翌日から15日以内 | こども支援課 (児童手当担当) (本庁舎2階) ☎221-2312 | こども支援課 (本庁舎2階) (児童手当認定請求については、新養育者の住所地の市区町村役場) |
| | 児童扶養手当を受給されていた方 | 未支払児童扶養手当請求 | ・児童の通帳 | なし (時効消滅あり) | こども支援課 (児童扶養手当担当) (本庁舎2階) | |
| | 母子家庭、父子家庭、遺児になられた方 | 児童扶養手当認定請求 | | なし (申請翌月からの支給) | ☎221-2311 | こども支援課 (本庁舎2階) |
| | 特別児童扶養手当を受給されていた方 | 特別児童扶養手当認定請求 | 右記の担当課にお問い合わせください。 | なし (申請翌月からの支給) | こども支援課 (特別児童扶養手当担当) (本庁舎2階) | 家島事務所、保健福祉サービスセンター(夢前、香寺、安富) |
| | 特別児童扶養手当を受給されていた方 (未払がある場合) | 未支払特別児童扶養手当請求 | ・児童の通帳 | 死亡の翌日から14日以内 | ☎221-2311 | |
| | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ・貸付を受けている方 ・貸付金償還中の方 ・連帯保証人の方 | ・貸付変更手続き ・償還変更手続き | 右記の担当課にお問い合わせください。 | なし | こども支援課 (ひとり親支援担当) (本庁舎2階) ☎221-2132 | こども支援課 (本庁舎2階) |
| | 認可保育所・認定こども園に利用申し込み・在園している児童の保護者の方 | 認可保育所等の利用に係る申請内容の変更 | 右記の担当課にお問い合わせください。 | 同一年度内 (できる限り早期) | こども保育課 (本庁舎2階) ☎221-2313 | こども保育課 (本庁舎2階) 香寺・夢前・安富各保健福祉サービスセンター、家島事務所福祉担当窓口 |

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

| 区分 | 対象者 | 主な手続き | 必要なもの | 手続きの期限 | 受付窓口 | |
|------|-----------------------------|--|---|--------|---|--|
| | | | | | 担当課 | 手続きできる場所 |
| 福祉医療 | 福祉医療費を受給されていた方 | 福祉医療費受給者証の返還 | 福祉医療費受給者証 | なし | 福祉総務課 (福祉医療担当) (本庁舎1階) ☎221-2308 | 福祉総務課 (福祉医療担当) (本庁舎1階) 支所・家島事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンター・保健福祉サービスセンター(夢前・香寺・安富のみ) |
| | 一定の要件を満たす母子家庭、父子家庭、遺児になられた方 | 母子家庭等医療費の助成が受けられることがあります。詳しくは右記にお問い合わせください。 | 右記の担当課にお問い合わせください。 | なし | | |
| 地域福祉 | 災害時要援護者台帳に登録されていた方 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者台帳からの登録抹消の申出 ※救急医療情報キット内の災害時要援護者台帳登録申請書に記載されている自治会の自治会長または民生委員・児童委員に登録抹消の連絡をしてください。 ・冷蔵庫ドアポケット保管の救急医療情報キットの廃棄 ※キット内の台帳登録申請書は個人情報を含むためシュレッダー等により廃棄してください。それ以外のもはキット本体も含めて市の分別区分にもとづいて排出してください。 | なし ※台帳の登録管理は自治会にて行っておりますので、登録の有無については、各自治会の自治会長または民生委員・児童委員にお尋ねください。 | なるべく早く | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者台帳からの登録抹消の申出: 登録の自治会の自治会長または民生委員・児童委員 ・制度全般: 地域福祉課(地域福祉担当) (本庁舎8階) ☎221-2455 | |
| 市営住宅 | 市営住宅の名義人である方(同居者がいる場合) | 名義変更手続きが必要です。詳しくは右記にお問い合わせください。 | 右記の担当課にお問い合わせください。 | 至急 | | |
| | 市営住宅の名義人以外の同居者 | 家族異動届の提出が必要です。詳しくは右記にお問い合わせください。 | 右記の担当課にお問い合わせください。 | 至急 | 住宅課 (本庁舎5階) ☎221-2632 | 住宅課 (本庁舎5階) |
| | 市営住宅の名義人である方(単身の場合) | 住宅内の家具などを撤去し、鍵を返還してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の鍵 ・相続人の方の印鑑と通帳 | 至急 | | |
| 印鑑 | 印鑑登録をされていた方 | 印鑑登録証の返還 | ・印鑑登録証(ひめじAIカード) | なし | 住民窓口センター(届出窓口担当) (本庁舎1階) ☎221-2365 | 住民窓口センター(本庁舎1階) 地域事務所・支所・駅前市役所・出張所・サービスセンター |

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

| 区分 | 対象者 | 主な手続き | 必要なもの | 手続きの期限 | 受付窓口 | |
|-----------|---|---|---|--|--|---|
| | | | | | 担当課 | 手続きできる場所 |
| 農地 | 農地をお持ちの方 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 | ①登記事項証明書の写し または ②登記完了証の写しと 登記識別情報通知の写し | 相続登記完了後 速やかに | 農業委員会事務局(農政担当) (本庁舎9階) ☎221-2822 | 農業委員会事務局 (本庁舎9階) |
| | 森林をお持ちの方 | 森林の土地の所有者届出書 | ・当該土地の位置を示す地図 ・当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面 | 所有者となった日から90日以内 | 林産振興課 (本庁舎9階) ☎221-2484 | 林産振興課 (本庁舎9階) |
| 市役所外のお手続き | 土地・建物を所有されている方 | 相続(所有権移転登記) ※令和6年4月1日から 相続登記が義務化されます。 (詳しくは、右記の 問合せ先まで) | 担当機関に確認してください。 | なし | 神戸地方法務局 姫路支局 ☎225-1915 | 神戸地方法務局 姫路支局 |
| | 相続を放棄したい方 | 相続放棄の申立 | 担当機関に確認してください。 | 相続の開始があったことを知ってから3か月以内 | 神戸家庭裁判所 姫路支部 家事事件・記録係 ☎281-2080 | 亡くなった方の最後の住所地を管轄する家庭裁判所 |
| | 二輪の小型自動車・二輪の軽自動車・小型自動車・普通自動車・大型特殊自動車の登録をしていた方 | 廃車または名義変更 | 担当機関に確認してください。 | ○廃車 死亡後30日以内 ○名義変更 死亡後15日以内 | | 神戸運輸監理部 姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067 |
| | 被けん引自動車・三輪以上の軽自動車の登録をしていた方 | 廃車または名義変更 | 担当機関に確認してください。 | ○廃車 死亡後30日以内 ○名義変更 死亡後15日以内 | | 軽自動車検査協会 兵庫事務所 姫路支所 ☎050-3816-1848 |
| | NHK受信料減免を受けている方 | NHKに連絡(減免事由に該当しなくなった場合) | ・NHKに連絡 | なるべく早く | NHK神戸放送局 ☎(078)252-5050 | |

年金受給者

年金加入者

の死亡届提出後の年金の手続きについて

このたび戸籍の死亡届を提出されましたが、ご遺族の方は、下記のような年金の手続きが必要な場合があります。死亡された方の受給されていた年金、年金加入状況によって、手続きや必要な書類が異なりますので、それぞれのお問い合わせ先・届出先におたずねください。

* 姫路年金事務所・街角の年金相談センター姫路（裏面地図参照）は厚生年金・国民年金両方の相談を受付しています。

* 姫路年金事務所は予約制となっております！

【予約受付専用電話】 ☎0570-05-4890 （050で始まる電話でおかけになる場合☎03-6631-7521）

◎死亡された方が年金を受給中の場合

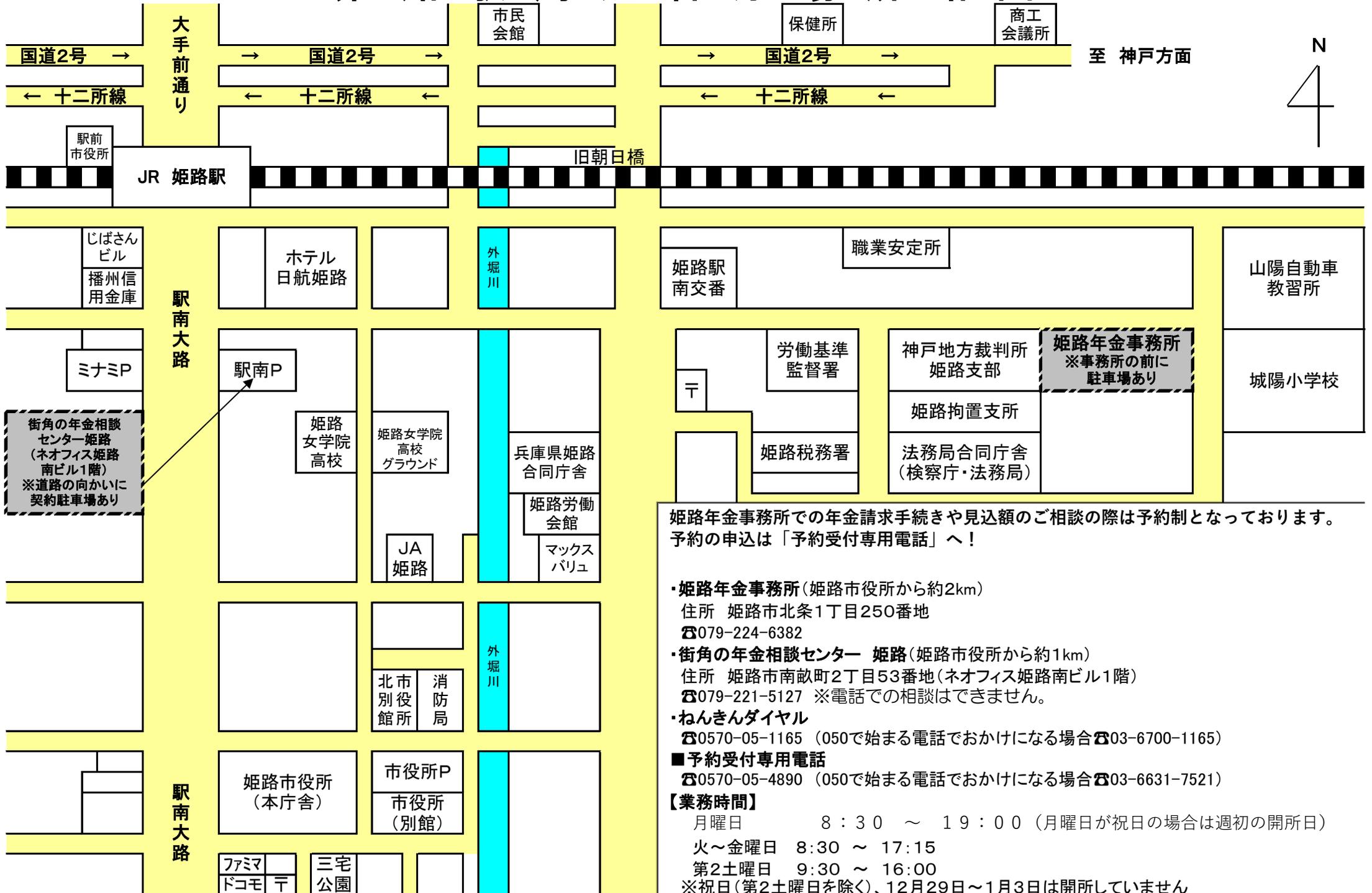
| 受給していた年金 | 必要な手続き | 届出先 |
|--|--------------------------------------|---|
| 老齢基礎年金 老齢年金(旧法) 障害年金(旧法) 厚生年金 (老齢・障害・遺族) | 未支給年金の請求または年金受給権者死亡届 遺族厚生年金の請求 など | ■ 姫路年金事務所 ☎079-224-6382 ■ 街角の年金相談センター姫路 [※電話での相談はできません] ☎079-221-5127 ■ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 (050で始まる電話でおかけになる場合☎03-6700-1165) ■ 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890 (050で始まる電話でおかけになる場合☎03-6631-7521) |
| 共済年金 (退職・障害・遺族) | 未支給年金の請求または年金受給権者死亡届 遺族共済年金の請求 など | ■ 各共済組合 |
| 障害基礎年金 遺族基礎年金 寡婦年金 | 未支給年金の請求または年金受給権者死亡届 | ■ 姫路市役所 国民年金窓口センター ☎079-221-2332 |

◎死亡された方が年金に加入中の場合(60歳～65歳の年金を受給していない人も含む)

| 加入していた年金 | 必要な手続き | お問い合わせ先 |
|--------------------|--|---|
| 国民年金 又は 厚生年金 | 請求できる年金(いずれか該当する年金が請求できます) ・死亡一時金 ・寡婦年金 ・遺族基礎年金 ・遺族厚生年金 ※年金を請求するためには死亡された方が 一定期間以上の保険料を納付していることが必要です ※請求できるのは、死亡当時生計が同じであった遺族の方です | ■ 姫路年金事務所 ☎079-224-6382 ■ 街角の年金相談センター姫路 [※電話での相談はできません] ☎079-221-5127 ■ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 (050で始まる電話でおかけになる場合☎03-6700-1165) ■ 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890 (050で始まる電話でおかけになる場合☎03-6631-7521) ■ 姫路市役所 国民年金窓口センター ☎079-221-2332 |
| 共済組合 | ・遺族共済年金 など | ■ 各共済組合 |

* 死亡された方に扶養されていた20歳以上60歳未満の配偶者で、第3号被保険者の方は、市役所・支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンターにて、第1号被保険者への種別変更届出が必要となります。

姫路駅周辺官庁場所略図



姫路年金事務所での年金請求手続きや見込額のご相談の際は予約制となっております。予約の申込は「予約受付専用電話」へ！

- ・姫路年金事務所** (姫路市役所から約2km)
 住所 姫路市北条1丁目250番地
 ☎079-224-6382
- ・街角の年金相談センター 姫路** (姫路市役所から約1km)
 住所 姫路市南畝町2丁目53番地 (ネオフィス姫路南ビル1階)
 ☎079-221-5127 ※電話での相談はできません。
- ・ねんきんダイヤル**
 ☎0570-05-1165 (050で始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6700-1165)
- 予約受付専用電話**
 ☎0570-05-4890 (050で始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6631-7521)
- 【業務時間】**
 月曜日 8:30 ~ 19:00 (月曜日が祝日の場合は週初の開所日)
 火~金曜日 8:30 ~ 17:15
 第2土曜日 9:30 ~ 16:00
 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日は開所していません

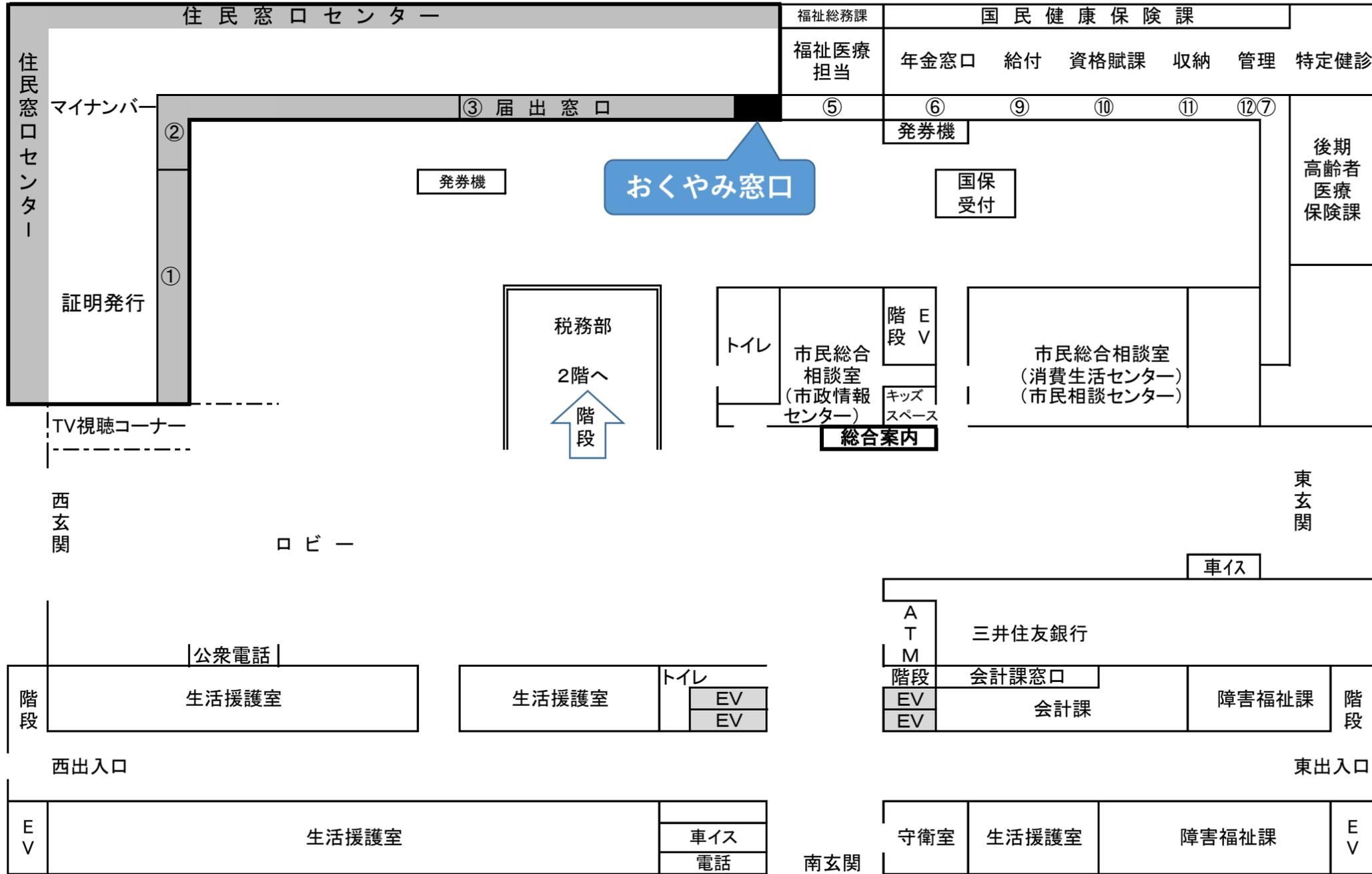
市役所1階案内図



- ① 戸籍謄本・抄本、住民票、印鑑証明などの発行
- ③ 転出、転入、死亡、婚姻、印鑑登録などの届出

⑤ 福祉医療費助成

議会棟
(北棟)



住民窓口センター

福祉総務課 国民健康保険課

福祉医療担当 年金窓口 給付 資格賦課 収納 管理 特定健診

マイナンバー ③ 届出窓口 ⑤ ⑥ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫⑦

② 発券機 国保受付 後期高齢者医療保険課

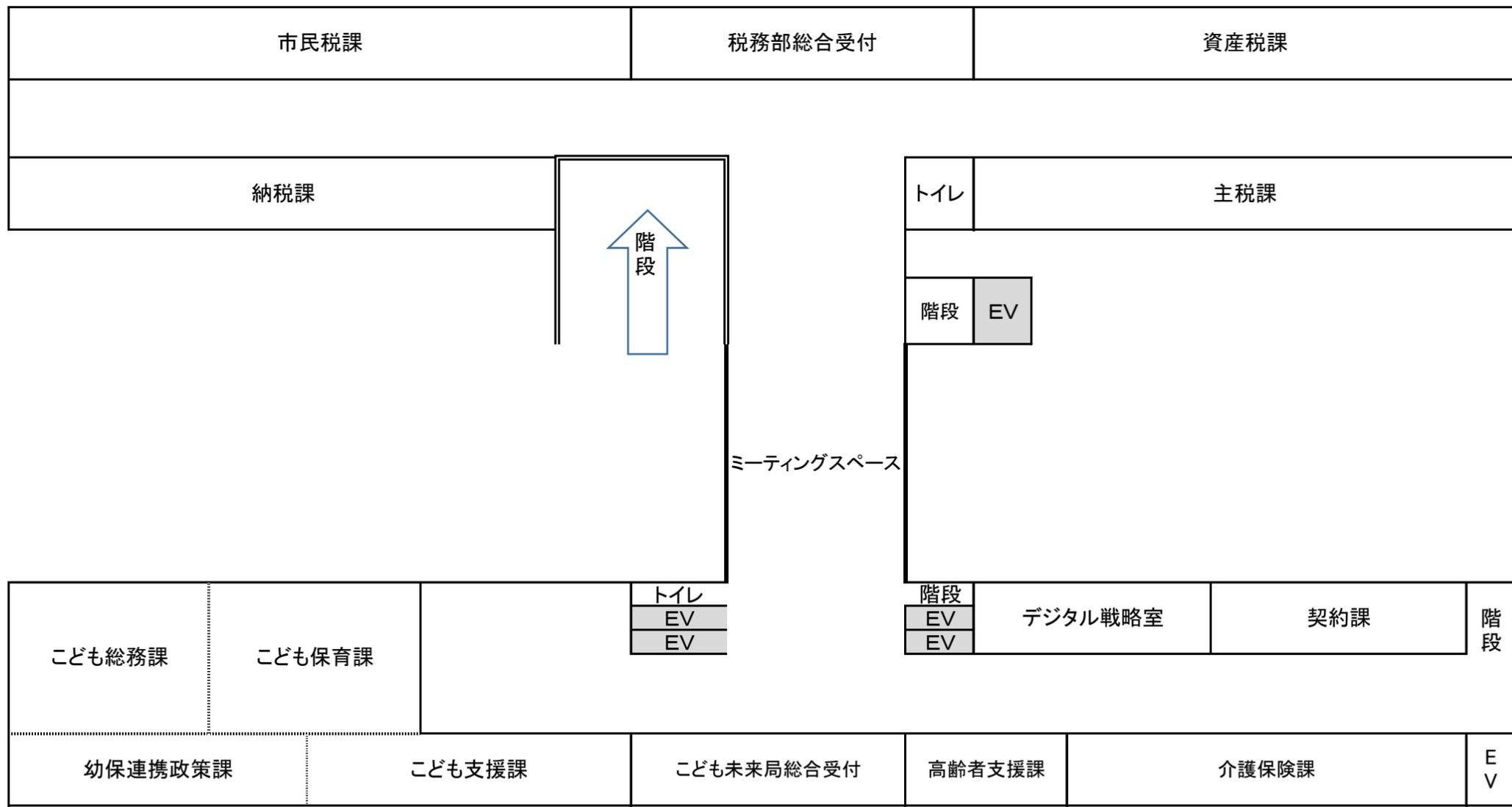
証明発行 ① 税金 市民総合相談室 (消費生活センター) (市民相談センター)

税金 市民総合相談室 (市政情報センター) キッズスペース

市役所2階案内図



議会棟
(北棟)



高層棟
(南棟)

(記入される前にお読みください。)

・戸籍証明書、住民票、税に関する証明書を代理人が請求する場合、委任状が必要となります。下記委任状をコピーするか切り離してご利用ください。

※必ず委任者が、代理人名や委任事項を記入し押印してください。

※各種手続きや証明書交付には、委任者が相続人であることが確認できる書類を求められる場合がありますので、各受付窓口へお問い合わせください。

委任状

(宛先)姫路市長

令和 年 月 日作成

委任者

住所

【自署又は記名押印(実印)】

氏名

(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)

連絡先電話番号()

私は、次のものを代理人と定め、下記事項を委任します。

代理人

住所

氏名

(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)

委任事項《 _____ 》の死亡に関する手続きに伴い、

《 _____ 》の戸籍(除籍)、改製原戸籍、住民票(除票)の交付申請

～名古屋山霊苑・姫路西霊苑・片山霊園(市有霊苑)墓地への納骨手続きについて～

◎名古屋山霊苑・姫路西霊苑・片山霊園の市有霊苑を使用されており、そこにあるお墓へ納骨される方は、納骨の届出が必要です。

○届出先及び受付時間

| | |
|-------------|---|
| 名古屋山霊苑・片山霊園 | 名古屋山霊苑管理事務所(079-297-5030) 年中無休、午前8時30分から午後5時15分まで |
| 姫路西霊苑 | 姫路西霊苑管理事務所(079-269-1445) 12月29日から翌年1月3日までを除く毎日、午前9時から午後5時15分まで |

○必要書類

・姫路市霊苑使用許可証

紛失された場合、再発行手続きが必要です。

(使用者様の本籍地入り住民票1通と再交付手数料200円を持参)

また、使用者がお亡くなりの場合、名義変更手続きが必要です。お手続きには基本的に相続手続と同様の書類が必要となりますので、お手数ですが一度名古屋山霊苑管理事務所にてご相談の上お手続きをお願いいたします。

・火葬許可証又は改葬許可証

○注意事項

・名古屋山霊苑、姫路西霊苑内には、市が管理していない自治会墓地、寺院墓地等もございません。

そちらのお墓へ納骨される場合は、その墓地の管理者への届出が必要となります。

ご不明な点がございましたら、名古屋山霊苑管理事務所までお問い合わせください。

MEMO

～大切な人を亡くされた方への支援のご案内～

大切な人を亡くされ「何も手につかない」「眠れない」「食欲がない」「生活が苦しい」など、つらい気持ちが続くときはご相談ください。

【電話相談】

| | 相談先 | 日時 | 電話番号 |
|---------------|-----------------------|------------------------------------|---------------|
| こころの相談 | 姫路市保健所健康課 | 月曜日～金曜日(祝日除く)8:35～17:20 | 079-289-1645 |
| | 兵庫県こころのケアセンター 相談室 | 火曜日～土曜日 9:00～12:00／13:00～17:00 | 078-200-3010 |
| 生きていくのがつらいときは | はりまいのちの電話 | 毎日14:00～翌1:00 | 079-222-4343 |
| | いのちの電話 | 毎日16:00～21:00 毎月10日 8:00～翌8:00 | 0120-783-556 |
| | 兵庫県いのちと心の サポートダイヤル | 月曜日～金曜日18:00～翌8:30 土・日曜日・祝日24時間 | 078-382-3566 |
| 法律に関する相談 | 全国自死遺族法律相談 ホットライン | 水曜日(祝日除く) 12:00～15:00 | 050-5526-1044 |

【遺族の集い(分かち合いの会)】

※分かち合いの会への参加を希望する方は、各団体へご連絡ください。

| 名称 | 日時・連絡先 |
|------------------------------------|--|
| 兵庫・生と死を 考える会 | 毎月第1・3土曜日(神戸市／参加費500円) ・わすれな草の会(自死のご遺族)10:00～12:00 ・ゆりの会(ご遺族どなたでも)13:30～16:00 TEL 078-805-5306(火・金曜日10:00～16:00) E-mail: hyogoseitoshi@outlook.com http://www.portnet.ne.jp/~seitoshi/ |
| わかちあいの会・風舎 (自死のご遺族) | 偶数月第2日曜日(8月除く)13:30～15:30 (神戸市／参加費500円) E-mail: r_chrosite@yahoo.co.jp https://husya.amebaownd.com/ |
| 虹玉の会 | TEL 080-8310-4982 FAX 079-568-1335 E-mail: mail@nijitama.net |
| 認定NPO法人 国際ビフレンダーズ 大阪自殺防止センター | ・土曜日のつどい 毎月第1土曜日(1月と5月休会)14:00～16:00 ・水曜日のつどい 毎月第3水曜日(8月と祝日は休会)17:00～19:00 (いずれも自死のご遺族・ご友人／参加費300円) TEL 06-6260-2155 |

【お手続きのご案内】

おくやみ窓口のご案内



おくやみハンドブックに掲載のお亡くなりになられた方に関する市役所内の手続きについて、必要な申請の受付や担当部署の案内を行う「おくやみ窓口」を開設しています。ぜひ、ご利用ください。

<利用方法>

- ・1日3枠の事前予約制です。(平日 ①9時 ②10時30分 ③14時)
- ・利用希望日の4開庁日前16時までにお電話(☎079-221-2356)にてご予約ください。

<場 所> 姫路市役所本庁舎1階 住民窓口センター内

(ご注意)

- ・すべての手続きがおくやみ窓口でできるわけではありません。手続きの内容によっては、担当窓口をご案内します。
- ・おくやみ窓口を利用せず、直接各担当窓口で手続きすることもできます。
- ・担当窓口がご不明の方は、本庁舎1階住民窓口センター届出窓口(③番窓口)へお越しください。手続きが必要な課をご案内します。(手続きは各課にて行っていただきます。)
- ・姫路市内の出先窓口にて手続きが可能なものも一部ありますので、お問い合わせのうえご利用ください。

各窓口の終了時間は、17時20分となっていますので、お時間に余裕をもってお越しください。

《出先窓口のご案内》

※記載のない市外局番は079です

○中心部

- ・中央支所 ☎289-0811
- ・花の北サービスセンター ☎289-0820
- ・城乾サービスセンター ☎297-1010
- ・安室サービスセンター ☎296-0030
- ・高岡サービスセンター ☎296-3743
- ・駅前市役所 ☎288-1177

○東部

- ・東出張所 ☎252-6363
- ・飾東出張所 ☎253-0101

○北部

- ・北出張所 ☎264-0002
- ・船山出張所 ☎232-0002

○西部

- ・西出張所 ☎266-0004
- ・林田出張所 ☎261-2001

○南東部

- ・飾磨支所 ☎235-0781
- ・白浜支所 ☎245-1771
- ・妻鹿サービスセンター ☎245-1871
- ・的形サービスセンター ☎254-4339
- ・大塩サービスセンター ☎254-0039

○南西部

- ・広畑支所 ☎236-1991
- ・網干支所 ☎272-0181
- ・勝原サービスセンター ☎273-9713

○家島地域

- ・家島事務所 ☎325-1002
- ・坊勢サービスセンター ☎327-1001

○夢前地域

- ・夢前事務所 ☎336-0001
- ・置塩サービスセンター ☎335-0002
- ・菅野サービスセンター ☎335-0001

○香寺地域

- ・香寺事務所 ☎232-0001

○安富地域

- ・安富事務所 ☎0790-66-2302

開庁時間 平日 午前8時35分～午後5時20分(※飾磨支所、駅前市役所を除く)
飾磨支所 午前8時35分～午後7時30分 (12/31～1/3及び10月第3日曜日を除く毎日)

「おくやみハンドブック」は姫路市ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。